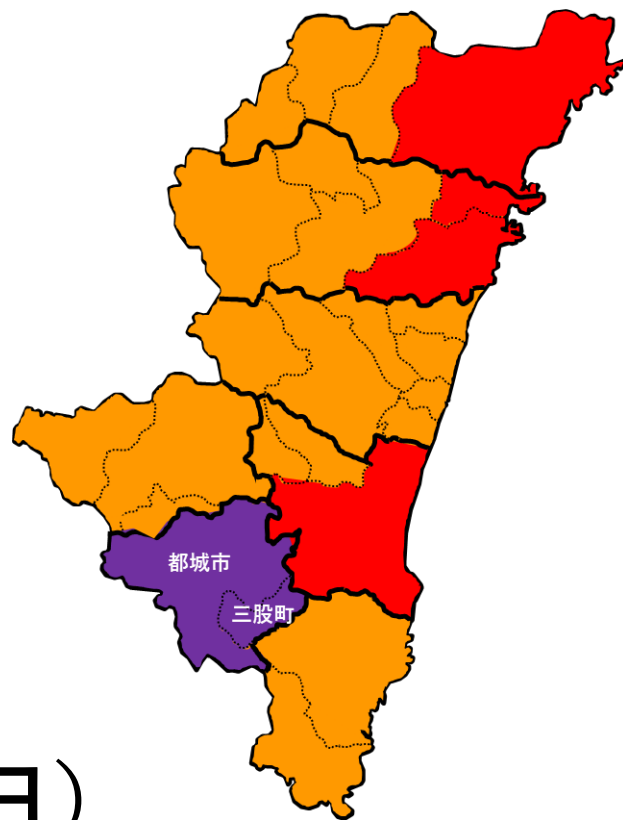


まん延防止等重点措置

【重点措置区域】 都城市、三股町

（区域指定の考え方）

県内で最も感染状況が厳しく、飲食店等で連続してクラスターが発生するなど、感染が爆発的に拡大している都城・北諸県圏域の市町を指定



【指定期間】

1月21日（金）～ 2月13日（日）

1月21日時点

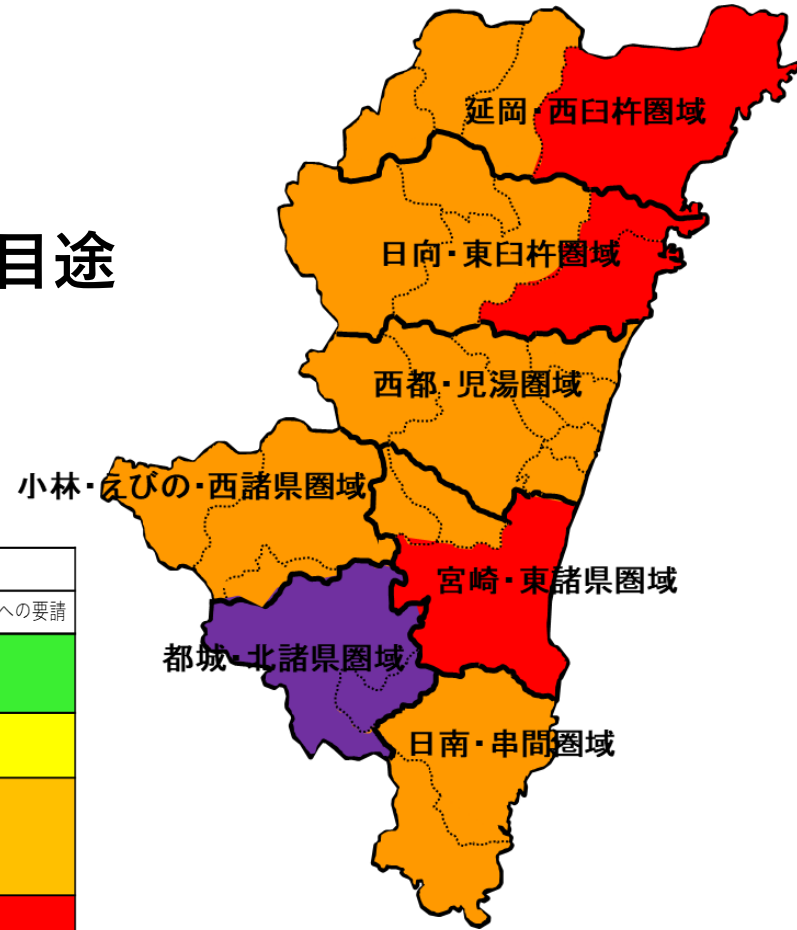
「感染拡大緊急警報」の延長について

「感染拡大緊急警報」の発令期間を延長

【発令期間】

1月13日（木）～2月13日（日）を目途

※終期は、感染状況を見極めて判断



圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例		
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	県民への要請（外出）	県民への要請（飲食）	イベント主催者への要請
緑	感染未確認圏域 ・新規感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
	感染確認圏域 ・新規感染者が一定に収まっている	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
黄 オレンジ	感染警戒区域（※1） ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル2相当又はそのおそれがある	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛	○人数の制限（一卓4人以下）	○国基準を準用
赤	感染急増圏域（※2） ・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル3相当又はそのおそれがある	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛（感染状況に応じて、外出自粛を要請）	○人数の制限（一卓4人以下）	○国基準を準用

：「まん延防止等重点措置」区域

1月21日時点

「重点措置区域」の行動要請について

対象地域	都城市、三股町
要請期間	1月21日（金）～2月13日（日）
外出・移動	<ul style="list-style-type: none"> ○混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛 ○圏域（市町村）外への不要不急の外出・移動の自粛 ○20時以降、飲食店へのみだりな出入りの自粛※① ○感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛
会食※②	<ul style="list-style-type: none"> ○一卓4人以下、2時間以内 ○高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の方は、会食は家族などいつも一緒にいる身近な人と
高齢者施設等の面会	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限（ガラス越しやオンラインでの面会を）
飲食店等への要請※②	<ul style="list-style-type: none"> ○20時までの営業時間短縮※① ○酒類提供の終日停止※①
イベント開催における制限※②	<ul style="list-style-type: none"> ○人数上限20,000人 ○会食につながる場面の制限
大規模集客施設等への要請	<ul style="list-style-type: none"> ○入場者の整理 ○入場者に対するマスクの着用の周知 ○感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ○会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置等）

※①

※①：特措法第31条の6第1項に基づく要請（その他は同法第24条第9項に基づく協力の要請）

※②：「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限の緩和は実施しない

赤圏域・オレンジ区域の行動要請について

感染状況の区分	対象地域	要請期間
感染急増圏域（赤圏域）	宮崎市、延岡市、日向市、門川町	現在の要請を 2月13日（日）まで継続
感染警戒区域（オレンジ区域）	全市町村（上記市町及び都城市、三股町を除く）	

■外出・移動の自粛

- 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛
- 圏域（市町村）外への不要不急の外出・移動の自粛

通院、通学、通勤、日常の買物など生活に必要な外出やワクチン接種、選挙の投票のための外出は自粛の対象外

■会食の制限

- 一卓4人以下、2時間以内 「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による人数制限緩和は実施しない
- 高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の方は、会食は家族などいつも一緒にいる身近な人と

■イベント開催における制限

- 会食につながる場面の制限

■高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限

- ガラス越しやオンラインでの面会を

※着色部分は「感染急増圏域（赤圏域）」にのみ要請

飲食店等における営業時間短縮等の要請（特措法第31条の6第1項）

- 対象地域：都城市、三股町
- 対象店舗：食品衛生法に基づく営業許可を受けている飲食店等
（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）の専門店を除く）
※認証店も非認証店も同じ取扱いとする。
- 営業時間短縮等：1月21日（金）～2月13日（日）
を要請する期間（1月21日（金）午後8時から2月14日（月）午前5時まで）

※ 協力金については、1月21日（金）午後8時から2月14日（月）午前5時まで
営業時間短縮に協力した場合に支給

- 要請内容：午後8時から翌日午前5時までの間の営業を行わないこと
酒類の提供は終日停止
- 協力金額：国の交付金（協力要請推進枠）のスキームに基づき
売上規模別に店舗単位で支給 ※次の内容で調整中

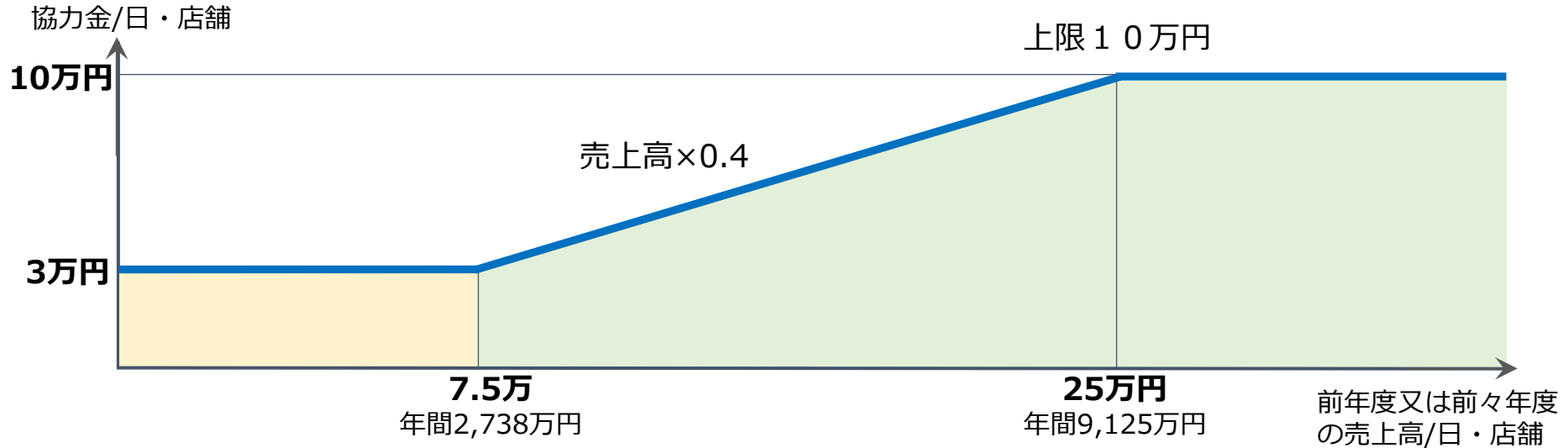
なお、感染状況により要請期間が短縮された場合、協力金は短縮された日数に応じて減額となります。

※ 「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限緩和は実施しない

売上規模別協力金について

1 中小企業（小規模事業者、個人を含む。）

1日当たりの協力金額：1日当たりの売上高×0.4（3万円～10万円）



2 大企業（中小企業も選択可）

【計算式】

1日当たりの協力金額：前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4

【上限額（1日当たり）】

20万円

大規模集客施設への要請（特措法第31条の6第1項）

- 要請対象：都城市、三股町内の特措法施行令第11条第1項に規定する大規模集客施設（※）
- 要請期間：1月21日（金）～2月13日（日）

○入場をする者の整理等

入場者の密集を防ぐ整理・誘導、施設の入場者の人数管理・人数制限等

○入場をする者に対するマスクの着用の周知

○感染防止措置を実施しない者の入場の禁止

○会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置等）

※新型インフルエンザ等特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設

- ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - ・集会場又は公会堂
 - ・展示場
 - ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
 - ・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
 - ・体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 等

イベントの開催制限（特措法第24条第9項に基づく協力の要請）

■要請対象：県内全域

■要請期間：1月21日（金）～2月13日（日）

○収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度

- ・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内
- ・人数上限：5,000人

※5,000人超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、20,000人まで追加可（大声なしが前提）

※「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による人数制限の緩和（収容定員まで）は実施しない

※1月22日までを周知期間とする。22日までに販売が開始されたチケットは、同日までに販売されたチケットに限り、キャンセル不要とする

※「重点措置区域」及び「感染急増圏域（赤圏域）」に指定している宮崎市、都城市、延岡市、日向市、三股町、門川町は、上記の人数制限に加え、会食につながる場面（イートインコーナーやテーブルの設置等）を制限してください

■要請対象：県内全域

■要請期間：1月21日（金）～2月13日（日）

○業種別ガイドラインの遵守

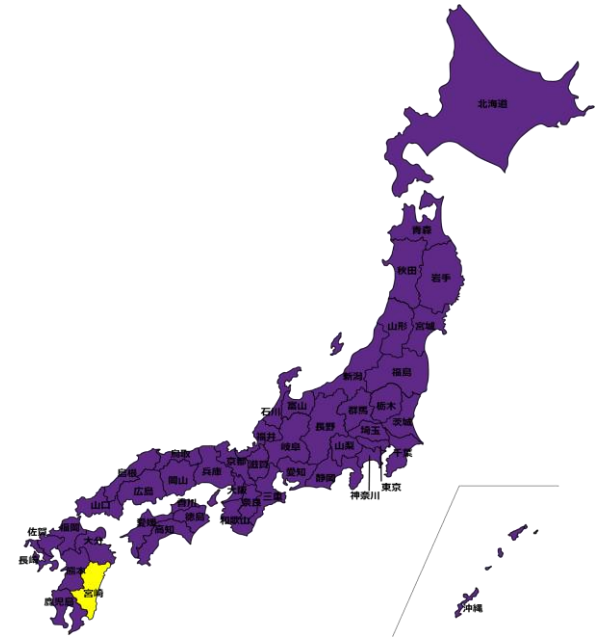
○テレワークの活用や時差出勤の促進

- ・ 接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務や時差出勤等を促進してください

県外との往来について

オミクロン株の影響により

全国的に過去にない
スピードで感染が急増！



当面の間、

不要不急（仕事などを除き、可能な限り）の

県外との往来自粛を！

※「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限緩和は実施しない

当面の間、

不要不急（仕事などを除き、可能な限り）の

来県自粛

をお願いします

※「ワクチン・検査パッケージ」、対象者全員検査による制限緩和は実施しない

医療提供体制の強化について①

1 入院受入体制の強化

■入院受入病床の確保（339床→346床）

圏域	宮崎 東諸県	都城 北諸県	延岡 西臼杵	西諸	西都 児湯	日向 入郷	日南 串間	計
11.25時点	128	67	64	25	17	28	10	339
1.18時点	134	66	64	27	17	28	10	346

※緊急時までの最大確保病床数：271床（うち重症者用病床15床）

■回復期の患者の受入先となる後方支援病院の確保（59医療機関）

圏域	宮崎 東諸県	都城 北諸県	延岡 西臼杵	西諸	西都 児湯	日向 入郷	日南 串間	計
1.18時点	15	14	9	7	4	5	5	59

2 宿泊療養体制の強化

■宿泊療養施設・居室の確保（5施設、450室→500室）

圏域	県央	県西	県北	計
11.25時点	300	90	60	450
1.18時点	337	96	67	500

医療提供体制の強化について②

3 自宅療養体制の強化

■食料等の生活支援セット配送体制の確保

■医師・看護師による健康観察体制の確保

【圏域ごとの協力訪問看護ステーション数】

圏域	宮崎 東諸県	都城 北諸県	延岡 西臼杵	西諸	西都 児湯	日向 入郷	日南 串間	計
1.18時点	17	7	5	5	3	3	5	45

- ・ 医師による電話（オンライン）診療体制を強化（県内に約60名の協力医師を確保）

■外来診療受入体制の強化

- ・ 各医療圏における受入体制の確保（夜間・休日を含む）

4 重症化予防の推進

■中和抗体薬投与体制の強化

- ・ 保健所と連携して、自宅、宿泊療養者へ中和抗体薬を投与する協力医療機関の確保（23医療機関）
- ・ 重症化予防センターの開設準備

■経口治療薬処方体制の構築

- ・ 治療薬を処方する医療機関数：37医療機関
- ・ 治療薬を処方する薬局数：10薬局

無料検査体制について

■本県の無料検査体制（1月18日時点）

	検査種別	設置数
PCR検査センター	PCR/抗原定性検査	5箇所
薬局	抗原定性	15箇所
医療機関	抗原定性	1箇所
計		21箇所

■無料検査実施状況

- ・PCR検査センター（1/10～1/16）：5,886件（840件／日）
- ・薬局（1/10～1/16）：408件（58件／日）

■無料PCR等検査における陽性件数

- ・無料検査における陽性件数（1/10～1/16）：35件

※1日の最多陽性件数：13件（1/16）

オミクロン株であっても 最大限の警戒を！

- デルタ株と比較して重症化しにくい可能性が示唆
- 知見が定まっておらず、後遺症のリスクも
- 感染力が強く、二次感染、再感染のリスクも高い

→ このまま新規感染者の増加が続き、高齢者や基礎疾患を有する方に感染が波及した場合、入院者や重症者の増加に伴う医療のひっ迫や社会経済活動への甚大な影響が懸念される

社会全体で早期の感染抑制が必要！

新型コロナウイルス追加接種のスケジュールについて

追加接種については、当初、2回目接種完了から8か月以上の間隔を開けて接種する方針が示されたが、医療従事者、高齢者施設等の利用者及び従事者については、2回目からの接種間隔を6か月以上に、高齢者施設等の利用者以外の高齢者については、2月からは7か月の間隔、3月からは6か月の間隔で接種を進め、その他の一般の方にも3月から7か月の間隔で接種を進める方針に変更された。

追加接種のタイミング		R3.12月	R4.1月	R4.2月	R4.3月	R4.4月
対象者	医療従事者（約6万人）	6か月間隔での接種				
	高齢者（約32万人）					
	高齢者施設等利用者（約4.5万人）		6か月間隔での接種			
	その他			7か月間隔で接種	6か月間隔での接種	
	一般（約46万人）					
	高齢者施設等従事者（約4万人）		6か月間隔での接種			
	その他				7か月間隔での接種	

ワクチン配分計画等

○国から示されたワクチンの配分計画

	12月	1月	2月	3月	4月	計	配分割合
ファイザー社	42,120	113,490		105,300	62,010	322,920	45.3%
武田/モデルナ社		1,665	194,400	79,200	114,300	389,565	54.7%
合計	42,120	115,155	194,400	184,500	176,310	712,485	— ①

○追加接種対象者数（令和4年1月12日時点）

838,119人 — ②

○追加接種対象者数に対する4月までのワクチン配分率（①/②×100）

85.0%

県主催の大規模集団接種（追加接種）の実施（予定）

○宮崎県ワクチン追加接種センターの設置

追加接種（3回目接種）の前倒しに対応できるよう、県として大規模接種会場を開設

1 実施日時

- ・実施期間：1月22日（土）から3月27日（日）までの土日（延べ20日）
- ・運営時間：午前9時から午後5時まで

2 会場

県庁職員健康プラザ（宮崎市）

※1月22日（土）、23日（日）は県庁防災庁舎1階

3 接種対象者

- ・宮崎県在住で追加接種用の接種券をお持ちの満18歳以上の方

※2回目接種完了から所定の接種間隔の経過が必要

- ・延べ18,000名程度（1月は500名／日程度、2月以降は1,000名／日程度）

4 ワクチンの種類

武田／モデルナ社製ワクチン

5 予約方法

原則、県ホームページ内専用予約サイトにて受付

影響を受ける事業者向けの支援金について

事業復活支援金(国)

対象者 新型コロナの影響で、
2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%～50%減少した事業者

給付額 **法人** 最大**250**万円 **個人事業主** 最大**50**万円
※年間売上高や売上高減少率、売上減少額によって異なります。

問い合わせ先 **事業復活支援金事務局** **0120-789-140**
午前8時30分～午後7時（土日、祝日を含む全日対応）

事業復活支援金は、以前の**月次支援金と異なり**、国の緊急事態宣言地域、まん延防止等重点措置地域でなくても、**地域・業種を問わず支給されるもの**。**県内事業者も広く対象となることが可能**。

飲食店の営業時間短縮要請により影響を受けた事業者（飲食店と取引のある事業者、タクシー事業者、自動者運転代行業者）に支給を行っていた**飲食関連事業者等支援金**については、上記の国の事業復活支援金が創設されたことから、**今回は支給しないこととします**。

影響を受ける事業者向け相談窓口

商工業者の相談（経営・金融関係）

● 県

商工政策課	電話 0985-26-7098	・ 0985-26-7097
都城 総務商工センター	電話 0986-23-4518	
日南 総務商工センター	電話 0987-22-2714	
延岡 総務商工センター	電話 0982-33-2862	

- お近くの商工会議所、商工会、中小企業団体中央会
- 公益財団法人 宮崎県産業振興機構

※いずれも午前8時30分～午後5時（土、日、祝日を除く。）

労働相談窓口

せき・発熱がある従業員を休ませたい等

- 宮崎県中小企業労働相談所（県雇用労働政策課内）

電話 0985-44-2618

※ 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時（土、日、祝日を除く。）